

令和2年6月5日

保護者様

大阪市立南津守小学校  
校長 松本 秀巳

## 就学援助の認定（早期2）を受けた場合の就学援助費の支給等について

平素は本校の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、就学援助の（早期2）認定を受けられた保護者様へ、下記の通り就学援助費の支給等についてお知らせします。

記

1、支給日 令和2年7月1日（水）

2、支給方法 届出口座へ振込（現金支給の方は別途、個別にお知らせします。）

3、支給金額

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
児童費	2500円	2000円	2500円	2700円	3200円	4500円
その他	入学準備補助金 51060円					修学旅行費 12/7(予定)

※支給日までに未納がある場合は、就学援助費を学校徴収金に充当し、残金を支給します。

- ・6年生修学旅行費は実施後に実費額が支給されます。
- ・生活保護世帯の方は、修学旅行費のみが支給対象です。
- ・7/1（水）の支給日は早期2申請をされ、5月末までに認定された方が対象です。
- ・早期1（新1年生のみ）認定された方は、当初から口座振替を停止し、就学援助費が学校へ直接支給されるため、保護者への支給はありません。

4、学校徴収金の今後の取扱について

就学援助（早期2）を認定された場合は就学援助費が直接学校へ支給されるため、6月分以降の児童費の口座振替は停止されます。積立金とPTA会費は引き続き口座振替を行いますので、残高不足にご注意ください。

ご不明な点があれば、南津守小学校（☎ 6659-3000）事務室へお問い合わせください。